

給与支払報告
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

※ 処 理 欄	入力	確認	1.現年度 2.新年度 3.両年度

(宛先) 江南市長 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者指定番号				
		名称	個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)				
			担当者	所属	氏名		

給 与 所 得 者	宛名番号	個人番号	フリガナ	氏名	住所	現住所	旧姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 月から 月まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収
					(1月1日現在の住所)							1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 育休 7 その他 { }	1 特別徴収継続 → A欄に記入 2 一括徴収 → B欄に記入 3 普通徴収 → C欄に記入

A 転勤・特別徴収継続
新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新しい 給 与 支 払 者 (新特別 徴収義務 者)	新特別徴収義務者指定番号	
	新特別徴収義務者個人番号 (12桁)又は法人番号(13桁)	
	受給者番号	
	所在地	〒
	名称	
	担当者	所属 氏名 電話 ()

B 一括徴収
退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は _____ 月分
(翌月10日)で納入します。

一括徴収税額 (上記(ウ)と同額) 円	給与所得者 の確認印 Ⓜ
一括徴収 の理由 (○印をして ください。)	1 異動が12月31日までで、申出が あったため。(月 日申出) 2 異動が翌年1月1日以後で、特別 徴収継続の希望がないため。

※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合は、(ウ)の未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

C 普通徴収
本人が支払う場合

一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。

- 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下のため。
- その他{ }

- ご注意
- この異動届出書は、異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。
 - 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。
 - 1月1日以降の退職者については、未徴収税額を一括徴収してください。
 - 異動が12月31日までで、本人からの申出により一括徴収する場合は、給与所得者の印を押してください。